

押収盗品還付要綱の制定について

昭和41年4月28日
例規第23号

財産犯罪は、犯人を早期に検挙するとともに、被害品の早期回復を図り、被害者保護の適正を図ることにある。

この通達は、警察によって押収した盗品について、刑事訴訟法、民法等の法律の趣旨に従い、還付の方針、還付先の基準、還付手続等について、留意事項等を定めたもの。